

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

1 本計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(第3回)の計画期間終了を迎えるにあたり、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(第1回 計画期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日)の両計画を統合し、一体的にワーク・ライフ・バランスの推進と雇用環境の整備に取り組むことにより、すべての職員がその能力を発揮できることを目標とし、次のように行動計画を策定します。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとします。

3 内 容

目標 1

妊娠中の女性職員へ産前産後休暇や育児休業等取得に伴う諸制度や手続きの説明を行い、制度の周知を図る。

<対策>

令和2年4月～ 諸制度に関する事項をまとめて職員へ配布

目標 2

妊娠中や育児休業復帰後の女性職員等の相談窓口の周知を図る。

<対策>

令和2年4月～ 職員の相談窓口の設置について職員へ周知

目標 3

子ども・子育てに関する地域貢献活動の参加を支援する。

<対策>

令和2年4月～ ボランティア休暇の適用範囲を検討

令和3年4月～ ボランティア休暇の周知

目標 4

管理職に占める女性割合を30%以上にする。

<対策>

令和2年4月～ 次期管理職を対象にした研修を実施

目標 5

平均勤務年数を10年以上にする。

<対策>

令和3年4月～ 臨時職員から正職員への任用制度の検討

令和4年4月 上記転換制度の実施